

令和5年度

工事名 : 学校施設ブロック塀等改修工事 (羽地中学校他1校)

施工地名 : 名護市 (字仲尾次・大西) 地内

工期 : 令和5年6月5日から令和5年11月30日

特記仕様書

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第18条第1項の規定により、
下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

第1条 (土木工事等共通仕様書の適用)

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 (土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項)

土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

			特記仕様書(甲)	名護市	
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		1	適用	1	
		2	一般事項	1	本工事は、本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準(土木建築部制定)、及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は、本特記仕様書、図面を優先し、土木工事等共通仕様書、 土木工事施工管理基準、並びにその他の参考図書の順とする。 請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員の指示説明をうけなければならない。
		3	工事に必要な諸手続きについて	1	工事に必要な諸手続きについては、請負者の責任において関係人及び官公署と調整すること。
		4	疑義の解釈	1	請負者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い、設計図書を確認するとともに、仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合はすべて監督員と協議し、施行しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて請負者の負担とする。
		5	現場事務所の設置	1	請負者は、工事現場内または現場付近に現場事務所を設置しなければならない。
		6	安全・訓練等の実施	1	安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書(案)の規定によるものとする。

			特記仕様書(乙)	名 護 市																
章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項															
		7	交通及び保安上の処置	1	工事期間中は、安全巡視員を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等安全確保に努めなければならない。															
		8	施工計画の策定	1	施工計画の策定にあたっては、学校運営及び付近住民の生活環境を侵すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。															
		9	工事環境に対する計画	1	工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動、交通傷害等により学校及び地域住民と摩擦、トラブルを極力防止するよう綿密な検討を施工計画書作成時に行うものとする。															
		10	土地借上	1	工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は請負者の責任において処理しなければならない。															
		11	民地への無断立入の禁止等	1	工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。工事用地以外の区域へ立入る場合は、必ず所有者の承諾を得ること。															
		12	ダンプトラック等による過積載の防止	1	使用資機材の積載超過がないようにし、不正改造等をしたダンプトラックが工事現場に出入りすることがないようにすること。															
		13	使用機械及び資材	1	本工事に使用する機械、資材等は施工計画書に記載し、資材については、その形状、寸法、材質、強度、製造会社等について事前に承諾を得ること。															
		14	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出又は製造され、その規格品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用しなければならない。															
		15	琉球石灰岩違法採掘防止について	1	工事用資材として琉球石灰岩（古生代石灰岩を除く）を使用する場合は、出鉱証明書（原本）を提出すること。また、請負者は使用															
		16	生コンクリート	1	資材承諾願いに「採掘権に関する施業案認可書」を添付すること。JIS指定工場の生コンクリートを使用するものとする。															
				2	コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリート55%以下、無筋コンクリート60%以下とする。															
				3	なお、上記の条件を確保できない場合は、強度の規格を上げることにより、水セメント比の条件を確保するものとする。 (例： 18N/mm ² → 21N/mm ²)															
				4	コンクリートの耐久性向上対策については、別紙特記仕様書によるものとする。															
		17	再生資材の利用	1	請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>RC-40</td> <td>基礎材・裏込材・路盤材</td> </tr> <tr> <td>再生粒調砕石</td> <td>RM-40</td> <td>路盤材</td> </tr> <tr> <td>再生密粒度7スコン</td> <td>20mm</td> <td>舗装材</td> </tr> <tr> <td>再生密粒度7スコン</td> <td>13mm</td> <td>舗装材</td> </tr> </tbody> </table>	資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材・裏込材・路盤材	再生粒調砕石	RM-40	路盤材	再生密粒度7スコン	20mm	舗装材	再生密粒度7スコン	13mm	舗装材
資 材 名	規 格	備 考																		
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材・裏込材・路盤材																		
再生粒調砕石	RM-40	路盤材																		
再生密粒度7スコン	20mm	舗装材																		
再生密粒度7スコン	13mm	舗装材																		

			特記仕様書(乙)	名 護 市	
章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
		18	再生資源利用計画について	1	再生資源利用計画については、別紙特記仕様書によるものとする。
		19	建設廃材の処理について	1	建設廃材の処理については、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者の設置した処分場での処分とし、収集、運搬及び処分にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反しないように処理すること。
		20	ゆいくる材について	1	本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則ゆいくる材とする。それ以外を原材料として使用するゆいくる材は率先して使用することとする。
				2	受注者は工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、ゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。運搬費を含む処分費は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がない場合を除き、再資源化に関する費用の変更は行わない。
		21	残土処理について	1	残土処理場は請負者が選定し、周辺下流の2次災害が発生しない場所でなければならない。 又、残土処理場は下流に水源地がないか、水田等への赤土流出がないか等十分検討しなければならない。
		22	赤土等流出防止対策	1	工事を施工するにあたり、赤土等流出防止には十分に配慮し、赤土等流出防止対策技術指針に基づいた施工をしなければならない。
		23	赤土流出防止施設の維持管理について	1	(1) 降雨時には「見回り点検表」を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施設の点検補修を行うこと。 不測の事態により、赤土等の流出が起こった場合は、請負者は迅速に対策を行い、監督員に報告しなければならない。
		24	主任技術者, 監理技術者	1	本工事を施工するにあたり、主任技術者又は、監理技術者を置かなければならない。
				2	4,000万円以上を下請契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。
				3	上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証(以下「資格者」という)の交付を受けた者(直接的、かつ恒常的な雇用関係に有る者)でなければならない。

			特記仕様書(乙)	名 護 市	
章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
		25	工事標示施設の設置	1	<p>4 上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。</p> <p>5 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を公衆の見やすい場所に提示しなければならない。</p> <p>1 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか工事区間の起終点に例に示す内容を記載した標示板を設置するものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>← 114cm → ← 110cm →</p> <p style="text-align: right;">↑ 140cm ↓</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #0000FF; color: white; padding: 5px;">ご迷惑をおかけします</p> <p style="text-align: center;">ブロック塀等改修工事を行っています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">令和5年11月30日まで 時間帯〇:〇〇~〇:〇〇</p> </div> <p style="text-align: center; background-color: #0000FF; color: white; padding: 5px;">学校施設ブロック塀等改修工事（羽地中学校他1校）</p> <p style="text-align: center;"> 発注者 教育委員会教育長 岸本 敏孝 所 管 教育委員会 教育施設課 (電話) 0980-53-5441 施工者 ○○○○○○会社 (電話) ○○○-○○○-○○○ </p> </div> <p>※ 色彩は、「ご迷惑おかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白とする。</p> <p>※ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</p> <p>※ 工事期間、時間帯については、契約上の工期にとらわれることなく、実際に工事が終了する予定日、工事時間帯等を標示するものとする。</p> <p>※ 看板表面の素材は、原則として高輝度反射式又は同等以上のものとする。使用しない場合については、主管課と協議すること。</p> <p>※ 時間帯は24時間表示とする。</p> <p>※ 内容に変更がある場合は、速やかに訂正すること。</p>

			特記仕様書(乙)	名 護 市	
章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
		26	完成図書	1	<p>請負者は、完成図書として下記のとおり、納品しなければならない。なお、納品の事前に監督職員の承諾を得ることとする。</p> <p>(1) 完成図(青図観音開製本)A1版 2部</p> <p>(2) " " A3縮小版 2部</p> <p>(3) " CD-ROM 1部</p> <p>(4) " 工事完成図書(成果品一式) 1部</p> <p>(5) 工事完成図書(H0) データー式(CDorDVI 1部 (オリジナルデータ)</p> <p>(※) 着手時(設計図書) A-3縮小版 3部</p>
		27	工事の進捗状況について	1	<p>請負者は毎月、月末に月報(進捗状況)を監督職員へ提出しなければならない。</p>
		28	排出ガス対策型建設機械の使用について	1	<p>本工事における建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p>
		29	保険関係について	1	<p>建設業退職金共済組合</p> <p>(1) その掛金収納書を契約後1か月以内に契約者に提出する。</p> <p>(2) 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」との標識を掲示する。</p> <p>(3) 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p>
		30	工事カルテの作成・登録について	1	<p>請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>
		31	施工体制台帳	1	<p>請負者は、下請契約の請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。</p>
		32	下請業者の地元企業優先活用	1	<p>請負業者は、下請契約の相手方を市内企業(主たる営業所を名護市内に有するもの)から選定するように努めなければならない。ただし、これにより難しいときは、市内企業に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するように努めなければならない。</p>
		33	アスファルト濁水処理について	1	<p>発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日土技第1257号)」に基づき適正に処理すること。</p>
		34	創意工夫等実施状況	1	<p>請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により提出することができる。</p>

工 事 概 要

工 事 名 : 学校施設ブロック塀等改修工事 (羽地中学校他 1 校)
施 工 位 置 : 名護市 (字仲尾次・大西) 地内
工 期 : 令和5年6月5日から令和5年11月30日
工 事 概 要 : 別紙数量総括表参照

特記仕様書(丙)

名 護 市

- ① 現場における現場環境改善費について
 - ・ 本工事は現場環境改善費対象工事ではない。
 - ・ 工事現場の環境改善は地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより公共工事の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、請負者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適性に工事を実施するものとする。
 - ・ 現場環境改善の内容については、各計上費目ごと (仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション) に1内容ずつ (いずれか1費目のみ2内容) の合計5つの内容を基本とする。
 - ・ 現場環境改善については、具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書に含め提出し、承認を得るものとする。
 - ・ 工事完了時には、現場環境改善の実施状況写真を提出するものとする。
- ② 交通規制について
 - ・ 本工事の施工は、現況の道路を供用しつつ、施工を行うこととしている。片側通行、全面通行止め等の交通規制を行う際は、事前に周辺住民へ周知徹底すること。交通規制計画を施工計画書に明記し、承認を得ること。
- ③ 支障物件について
 - ・ 施工に際し請負者は支障となる物件 (地下埋設物、占用物件) の管理者と、立会いのもとで当該物件の調査、確認をし、保安対策等を協議し、事故防止に努めなければならない。
- ④ 打合せ簿等について
 - 事後処理については一切認めない。また、資材検査及び現場確認等で監督員の立会を求める際には、事前に立会願い・内容書類等を監督員に提出し、承諾を得るものとする。
- ⑤ 環境対策について
 - ・ 環境対策として、粉塵、騒音等の対策を徹底して行うこと。また、施工区間においてゴミ収集車の往来に支障をきたす恐れのある場合は、支障のない場所へゴミの移動の協力をお願いします。
- ⑥ 用地境界杭について
 - ・ 現場内に設置されている用地境界杭について、工事により撤去した場合は、元の位置に復旧するものとする。
- ⑦ すり付け処理について
 - ・ 本工事において、他敷地等へのすり付け処理が生じる場合や既設排水等の取付が生じる場合は、監督職員及び関係人と協議して処理することとする。
- ⑧ 工程会議について
 - ・ 請負者は毎週1回工程会議を実施するものとし、週間工程表、進捗状況確認資料等を作成し工程会議で監督員に提出及び説明を行うこととする。